



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可 (村づくり計画課) ..... 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (村づくり計画課) ..... 1
- 村営土地改良事業施行の同意 (村づくり計画課) ..... 3
- 公有水面埋立免許の出願の要領 (漁港漁場課) ..... 3
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認 (文化振興課) ..... 4
- 都市計画事業の認可・2件 (都市計画・モノレール課) ..... 5
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定 (会計課) ..... 5

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) ..... 5
- 特定調達契約に係る落札者の決定 (教育庁総務課) ..... 6

### 訓 令

- 沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令 (地域・離島課) ..... 6

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 (警察本部生活安全企画課) ..... 7

### 正 誤

- 平成24年 3月30日付け公報号外第15号中訂正 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第266号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 うるま市石川東山土地改良区
- 2 認可年月日 平成24年 4月12日

### 沖縄県告示第267号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市石川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏名	住所
理事	佐次田秀夫	うるま市石川405番地
理事	石川俊男	うるま市石川一丁目9番8号

理事	伊波清	うるま市石川曙二丁目12番34号
理事	伊波実	うるま市石川420番地
理事	伊波毅	うるま市石川二丁目16番6号
理事	島袋勝三	うるま市石川曙二丁目21番18号
理事	伊波強	うるま市石川1859番地3
理事	新垣光善	うるま市石川一丁目20番17号
理事	石川盛進	うるま市石川一丁目21番38号
理事	伊波健二郎	うるま市石川伊波98番地
理事	石川善孝	うるま市石川東山本町一丁目10番8号
理事	久高唯尚	うるま市石川1949番地5
理事	伊波宏俊	うるま市石川420番地
理事	伊波清志	うるま市石川一丁目30番24号
監事	伊波昭	うるま市石川二丁目32番5号
監事	伊波大志	うるま市石川一丁目45番15号
監事	伊波盛一	うるま市石川1912番地

任期 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏名	住所
理事	佐次田秀夫	うるま市石川405番地
理事	伊波毅	うるま市石川二丁目16番6号
理事	石川俊男	うるま市石川一丁目9番8号
理事	伊波清	うるま市石川曙二丁目12番34号
理事	伊波強	うるま市石川1859番地3
理事	石川盛進	うるま市石川一丁目21番38号
理事	伊波文雄	うるま市石川一丁目18番32号
理事	伊波実	うるま市石川420番地
理事	石川善孝	うるま市石川東山本町一丁目10番8号
理事	新垣光善	うるま市石川一丁目20番17号
理事	伊波健二郎	うるま市石川伊波98番地
理事	島袋勝三	うるま市石川曙二丁目21番18号
理事	久高唯尚	うるま市石川1949番地5
理事	伊波宏俊	うるま市石川420番地
監事	伊波昭	うるま市石川二丁目32番5号

監事	佐次田好美	うるま市石川392番地
監事	島袋直一	うるま市石川二丁目 4 番12号

### 沖縄県告示第268号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 南大東村
- 2 地区名及び事業名
  - (1) 地区名 内間第2地区
  - (2) 事業名 土地改良事業（区画整理・農地保全）
- 3 同意年月日 平成24年 4月23日

### 沖縄県告示第269号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成24年 5月11日から同月31日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県中部農林土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 出願書受理年月日 平成24年 3月28日
- 2 出願の概要
  - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
    - ア 出願人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
    - イ 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
  - (2) 埋立区域
    - ア 位置 うるま市勝連町平敷屋3784番22の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点のうち①の地点から③の地点までを順次に結んだ線、③の地点から⑩の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.34メートル）における公有水面とうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線及び①の地点と⑩の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.34メートル）における公有水面とうるま市勝連平敷屋3784番22との境界線により囲まれた区域
      - ①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から85度10分05秒562.05メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から161度58分22秒94.81メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から251度59分07秒3.79メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から342度03分54秒1.88メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から253度11分24秒0.99メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から342度00分25秒3.48メートルの地点
      - ⑦の地点 ⑥の地点から73度47分10秒0.94メートルの地点
      - ⑧の地点 ⑦の地点から342度09分05秒33.96メートルの地点
      - ⑨の地点 ⑧の地点から259度40分50秒1.06メートルの地点
      - ⑩の地点 ⑨の地点から340度55分02秒3.41メートルの地点
      - ⑪の地点 ⑩の地点から77度55分03秒0.96メートルの地点
      - ⑫の地点 ⑪の地点から342度22分06秒34.08メートルの地点

- ⑬の地点 ⑫の地点から252度16分10秒1.23メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から342度24分29秒3.57メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から75度23分28秒1.00メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から342度25分21秒14.45メートルの地点

ウ 面積 369.81平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県うるま市勝連平敷屋3784番22の地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域

④の地点 四等三角点赤3 浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から82度49分28秒562.22メートルの地点

⑥の地点 ④の地点から161度58分24秒139.05メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から251度58分23秒46.89メートルの地点

⑩の地点 ⑦の地点から341度58分24秒139.05メートルの地点

ウ 面積 6,519.70平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

沖縄県告示第270号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年 5月11日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成24年6月1日から同月24日まで

4 観覧料の額

企画展「新収蔵品展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	150円	120円
	中学生及び小学生	100円	80円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・宜29号ていーちがー公園
- 3 事業施行期間 平成24年 5月11日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 宜野湾市字大謝名下原地内
  - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・宜30号しちやばる公園
- 3 事業施行期間 平成24年 5月11日から平成29年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 宜野湾市字大謝名下原及び西原地内
  - (2) 使用の部分 なし

沖縄県告示第273号

沖縄県証紙条例（昭和47年沖縄県条例第94号）第5条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

名称	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
座間味村	座間味村字座間味109番地	座間味村字座間味109番地	平成24年 5月 1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 6月27日 沖縄県指令土第663号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛303番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字真地364番地ストリームパークサイドB-202 富田治敏
- 5 検査済証番号 平成24年 4月19日 第2985号



6 工事完了年月日 平成24年 3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 4月21日 沖縄県指令土第498号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根1091番及び1092番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根640番地 1 外間智香子
- 5 検査済証番号 平成24年 4月20日 第2986号
- 6 工事完了年月日 平成24年 3月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年 5月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 校務用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁総務課 沖縄県那覇市泉崎 1丁目 2番 2号
- 3 落札を決定した日 平成24年 4月25日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オキジム 沖縄県浦添市字港川458番地
- 5 落札金額 69,489,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成24年 3月16日

訓 令

沖縄県訓令第41号

沖縄県企業局訓令第5号

沖縄県病院事業局訓令第6号

沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

沖縄県警察本部訓令第16号

庁	内	一	般
企	業	業	局
病	院	事	業
教	育	局	庁
警	察	本	部

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年 5月11日

沖 縄 県 知 事	仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長	兼 島 規
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	大 城 浩
沖 縄 県 警 察 本 部 長	村 田 隆

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県渇水対策本部設置規程（平成19年沖縄県訓令第57号・沖縄県企業局訓令第3号・沖縄県病院事業局

訓令第4号・沖縄県教育委員会教育長訓令第16号・沖縄県警察本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「企画部企画振興統括監」を「企画部企画調整統括監」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成24年5月11日から施行する。

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成24年5月11日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
雑踏警備業務	一級	10人	平成24年8月9日（木曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	二級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

#### 3 試験科目

##### (1) 一級の検定に係る科目

##### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験科目

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 二級の検定に係る科目

##### ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験科目

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 4 受検資格

(1) 一級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 二級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 一級及び二級の検定の受付期間及び受付時間は、平成24年5月14日（月曜日）から同月18日（金曜日）までの午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ウ) 一級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054・3055）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

正 誤

平成24年3月30日付け公報号外第15号掲載の「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（沖縄県人事委員会規則第17号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
8	上から13	行政情報センター長	行政情報センター室長

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---